

小田川柳井原地区川づくり検討協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会規約第6条の規定に基づき設置する専門部会であり、「小田川柳井原地区川づくり検討協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、小田川合流点付替え事業に伴い、環境が改変される小田川の柳井原地区における川づくりについて、事業者への助言を行うことを目的とする。

(構 成)

第3条 協議会を構成する委員は別表のとおりとし、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長が委嘱する。

2. 協議会には委員長を置くものとし、委員の互選によって選出する。
3. 委員長に事故等があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

(運 営)

第4条 協議会は、委員長が会務を総括するとともに協議会の開催にあたって委員を招集する。

2. 協議会は、委員長が必要とした場合又は事務局より要請があった場合に開催する。
3. 協議会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
4. 委員長もしくは委員が、協議会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(公 開)

第5条 協議会は原則公開とし、公開方法については別途定める。

(協議会事務局)

第6条 協議会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所計画課に置く。

(雑 則)

第7条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

(附 則) 本規約は平成29年2月15日から施行する。
 本規約の一部を改訂し、平成29年8月1日より施行する。
 本規約の一部を改訂し、平成31年2月5日より施行する。

(別表)

小田川柳井原地区川づくり検討協議会 委員名簿

専 門	氏 名	所 属	備 考
昆 虫・ 環境学習	おくしま ゆういち 奥島 雄一	倉敷市立自然史博物館 学芸員	
河川生態	かやば ゆういち 萱場 祐一	国立研究開発法人土木研究所 水環境研究グループ長	
河川利用	ないとう さとる 内藤 智	柳井原小田川放流対策協議会 委員長(地域代表)	
魚 類	なかた かずよし 中田 和義	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 准教授	
植 物	はだ よしお 波田 善夫	岡山理科大学 生物地球学部 教授	
水 産	ふじい よしひろ 藤井 義弘	岡山県農林水産総合センター 水産研究所長	
河川工学	まえの しろう 前野 詩朗	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授	

(敬称略 五十音順)